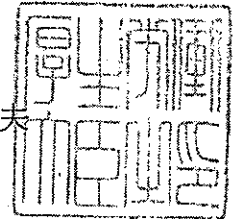


厚生労働省発食安 0428 第 3 号
平成 23 年 4 月 28 日

薬事・食品衛生審議会
会長 望月 正隆 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



諮 問 書

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条及び第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

1. 亜塩素酸水の添加物としての指定の可否について
2. 亜塩素酸水の添加物としての使用基準及び成分規格の設定について